

平成22年4月1日

JA 広島厚生連行動計画（第2回）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のよう
に行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間
2. 内 容

目標1 計画期間内に育児休業取得を促進するため次の措置を実施する。
男性職員 育児休業の取得促進を図る
女性職員 平均取得率（全病院・3カ年）を95%以上とする

【対 策】

- ① 平成22年4月～ 育児休業者の休業中における待遇及び復職後の労働条件に関する事項について周知し、取得向上を図る。
男性も育児休業が取得できることを周知する。

目標2 所定外労働を削減するため、ノー残業デーを実施する。

【対 策】

- ① 平成22年5月～ ノー残業デーの設定について各事業所で検討を行う。
取り組みに向けた周知を行う。
当年度中にノー残業デーを全事業所で実施する。
- ② 平成23年5月～ 設定後の問題点を洗い出し、改善を行う。

目標3 平成24年3月までに、年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年間8日以上とする。

【対 策】

- ① 平成22年4月～ 当該目標を明示した休暇取得個人台帳を配布し、各人に目標と休暇取得状況を把握させるとともに、管理職に対しても周知を行う。